

統合幕僚学校非常勤務規則を次のように定める。
なお、統合幕僚学校達第4号（31. 3. 27）は廃止する。

令和5年4月4日

統合幕僚学校長 海将 二川 達也

統合幕僚学校非常勤務規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 勤務態勢（第4条—第5条）
- 第3章 非常呼集及び緊急連絡（第6条—第9条）
- 第4章 指揮所運営（第10条—第11条）
- 第5章 雑則（第12条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、統合幕僚学校（以下「学校」という。）のとるべき「非常時の勤務態勢、非常呼集、緊急連絡、指揮所運営等」（以下「非常勤務」という。）に関して必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 学校に勤務する自衛官（学生を除く。）事務官及び技官をいう。
- (2) 課等 企画室、総務課、教育課及び国際平和協力センターをいう。
- (3) 課長等 課等の長をいう。
- (4) 課程等 統合高級課程、統合短期課程、特別課程、合同統合教育、国際平和協力基礎講習、国際平和協力中級及び上級課程をいう。

（非常勤務の対象）

第3条 この達において、非常勤務の対象となる事態は、防衛出動、治安出動及び警護出動その他自衛隊が行動する場合及び火災、地震、台風その他の災害により平素の勤務態勢で対応できない場合をいう。

なお、全ての事態は予測される場合を含む。

第2章 非常勤務態勢

(非常勤務態勢の区分)

第4条 学校の非常勤務態勢は、「第1種」、「第2種」及び「第3種」に区分する。

2 非常勤務態勢の各区分における業務等については、別表を基準とする。

(非常勤務態勢の発令、解除及びその手続き)

第5条 非常勤務態勢の発令（区分の変更を含む。以下同じ。）及び解除権者は、学校長とし、発令及び解除手続きは企画室長が行うものとする。なお、企画室長の代行者は企画室の先任者とする。

2 企画室長は、統合幕僚監部総務課、航空自衛隊幹部学校当直室等より情報を入手し、第3条に定める事態と判断した場合、学校長に対し非常勤務態勢の発令を上申し、学校長から発令の許可を得る。

第3章 非常呼集及び緊急連絡

(非常呼集の伝達)

第6条 企画室長は、学校の非常勤務態勢が発令された場合、令なく非常呼集を実施する。緊急連絡網による一斉連絡により、非常勤務の区分、発令時刻、参集範囲等の必要な指示を伝達する。

2 非常呼集の伝達は、企画室長からの一斉メールによる伝達を基本とし、電話により伝達する場合は、緊急連絡網を使用する。この際、通信インフラ等の状況により電話や口頭など伝達手段を柔軟に選択する。

3 電話により伝達する場合は、企画室長は、緊急連絡網に基づき各課長及び企画室訓練係に伝達する。企画室計画係は、課等内の伝達等の起点者（以下「課等の連絡起点者」という。）に伝達し、課等の連絡起点者を經由し職員に伝達する。

第4章 緊急連絡

(緊急連絡の伝達)

第7条 企画室長は、職員の安否情報の確認及び緊急度の高い情報の伝達のため、緊急連絡網により一斉連絡を行う。

2 緊急連絡の伝達は、企画室長からの一斉メールによる伝達を基本とし、電話により伝達する場合は、緊急連絡網を使用する。

3 電話により伝達する場合は、前条第3項による。

4 メール及び電話による返信は、課内の連絡網に基づき、課等の連絡起点者から課長等及び企画室計画係へ、企画室計画係は集約した情報を企画室長に報告する。

(状況報告)

第8条 企画室計画係は、次の時機を基準として、非常呼集及び緊急連絡に係る完了時刻及び状況に係わる情報を収集し、企画室長に報告する。企画室長は、学校全体の状況等を学校長へ報告する。

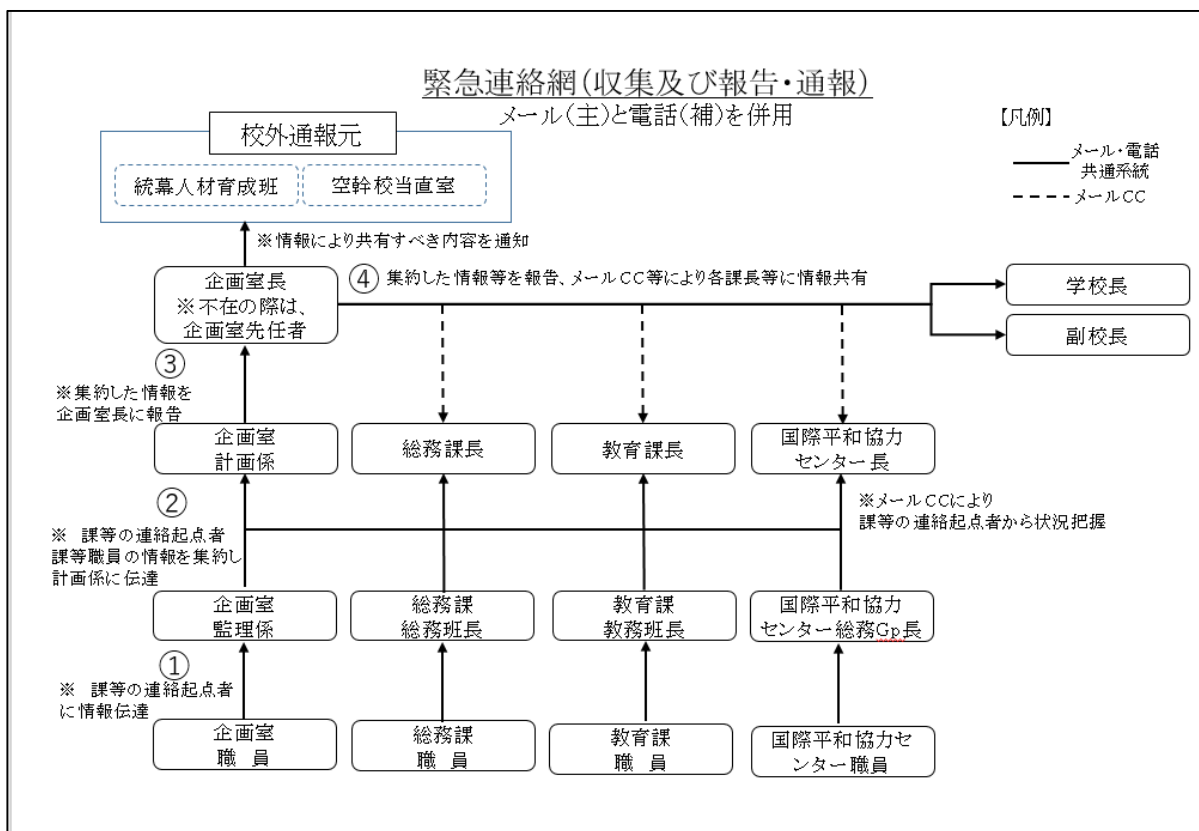
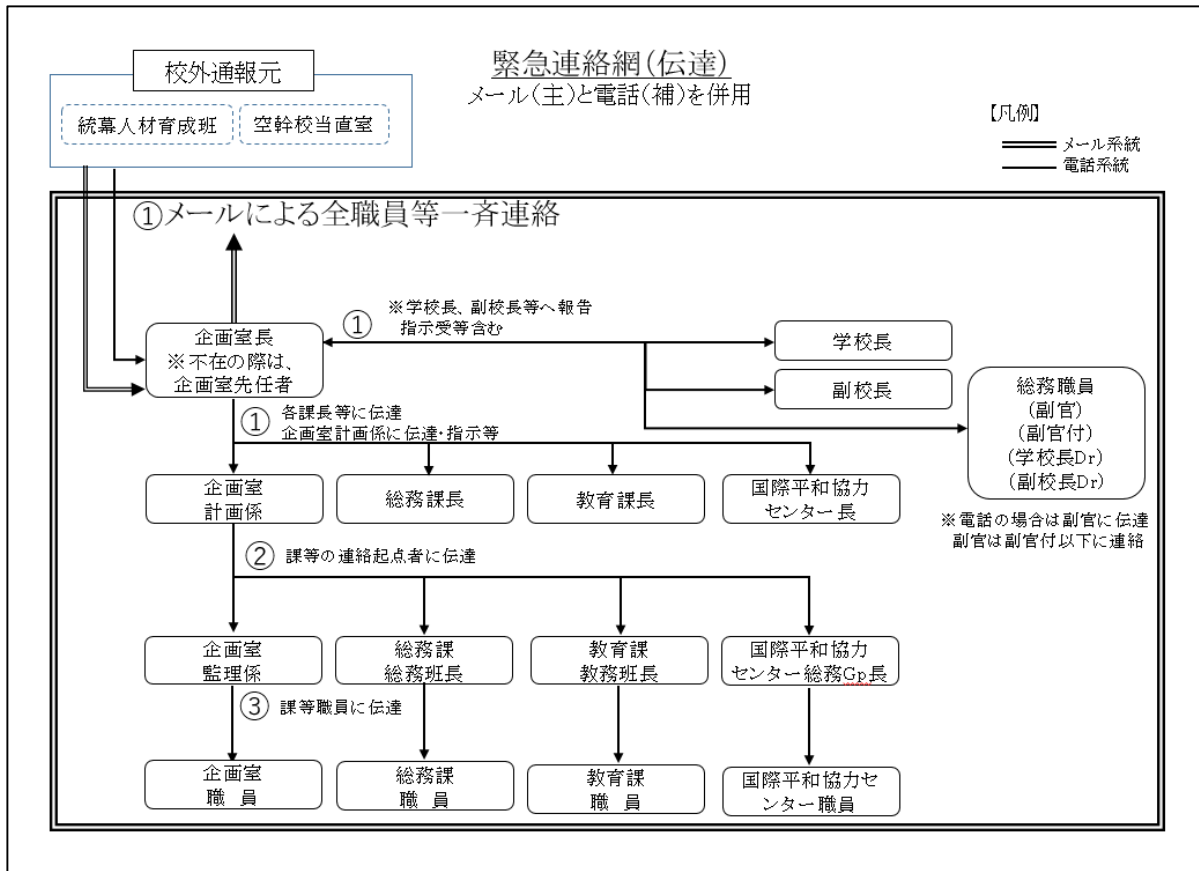
(1) 伝達完了（課等総員に伝達を完了した時）

(2) 呼集完了（参集要員）が登庁した時

(3) その他報告の要があると認めた場合

(緊急連絡網)

第9条 緊急連絡網は次の通り。



- 2 課長等は、課等内連絡網を常に最新の状態に整備し、総務課長に通知する。
- 3 総務課長は、緊急連絡網を整理し、課等に所要数を配布するとともに統合幕僚監部総務課及び航空自衛隊幹部学校当直室に各1部を送付し、緊急時の連絡を依頼する。

第4章 指揮所運営

(指揮所の開設等)

第10条 学校の非常勤務態勢が発令された場合、各種事態への対処又はその準備に関する任務を円滑に行うため、学校に指揮所を設置する。

- 2 指揮所の開設場所は、企画室とする。この際、状況により目黒地区が使用出来ない場合は、国際平和協力センターに指揮所を開設することがある。また、必要な情報収集にあたって、研究室の一部を使用することがある。

(指揮所の運営)

第11条 指揮所の運営にあたっては、企画室長を指揮所長(企画室長不在時は、企画

室の前任者)とし、非常勤務態勢の区分に応じた指揮所の態勢を維持する。

- 2 指揮所の任務は、次の各号のとおり。

- (1) 運用係

関係部隊及び機関等との連絡・調整、増強幕僚等に関する調整、各種命令の作成、状況報告資料の作成等

- (2) 情報係

情報の収集、分析、報告・通報及び記録

- (3) 後方係

管理業務の実施、職員及び課程等学生の給食、宿泊場所の確保等の生活環境の整備職員の人事に関する調整及び手続き、中央指揮所等への立入手続き

- (4) 支所(国際平和協力センター)

国際平和協力センター内の各種調整、統幕指揮所の各種情報収集

- (5) その他、各係等は、学校長等から命ぜられた事項を実施する。

第5章 雑則

(個別の計画)

第12条

この規則に定めるもののほか、必要により災害等への対処に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この達は、令和5年4月4日から施行する。

別表（第4条関係）

非常勤務の各区分における業務等（基準）

区 分 業務等	第1種	第2種	第3種
全 般	<p>一部の職員（指揮所の運営に必要となる職員及び課長等がその課等の連絡態勢を保持するために必要と認めた職員※）を常時勤務の態勢におく。 ※課長等は予め職員を指定しておく。</p>	<p>所要の職員（課長等が事態への対処又はその準備をするために必要と認めた職員※）を常時勤務の態勢におく。 ※課長等は予め職員を指定しておく。</p>	<p>職員全員を常時勤務又は待機の態勢におく。 ※各種事態（災害、防衛・警備事態等）により、対応が異なるため、「第3種（〇〇(事態名)）」と、事態に応じて呼称する。</p>
指揮所の態勢 （基準）	<p>・指揮所長 ・指揮所長から依頼を受けた課長等が指名する職員（2名） （営内者等の近傍在住職員）</p>	<p>・指揮所長 ・課長等指名する職員（各課1名）</p>	<p>・指揮所長 ・その他は、状況に応じ指揮所長又は課長等が指名する職員</p>
教育・調査研究	<p>教育・調査研究施設の物理的被害の状況、通勤の可否、学生の各幕からの増強幕僚としての派遣要求、代替手段の確保、教育・調査研究期間等の教育・調査研究に及ぼす影響を総合的に判断し、教育・調査研究の停止等に係る検討及び統合幕僚監部等との調整を実施する。 統幕長の命に基づき、教育等を「停止」、「終了」、「中止」、「延期」、「再開」する。 この場合、学生については、各幕計画による。</p>		
関係部隊等への 支援	<p>状況により、関係部隊等への支援に応ずる態勢におく。</p>		
統合幕僚監部 への職員の派出	<p>職員派出の手続き等の準備及び職員を派出する。 指揮所長は、職員の派出に係る細部の手続きについて統合幕僚監部と調整する。</p>		
休暇・外出等	勤務に支障のない範囲で許可する。		制限する。